

2023年12月27日

お取引先各位

株式会社竹中工務店

透明性の高い取引実現に向けてのお取引先との交際ルールについて

拝啓 師走の候いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご支援ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は企業の社会的責任を果たす上で、透明性の高い取引を行っていくことが、重要との考えの下、かねてよりお取引先の協力もいただきながら、個人利得を目的とした不正防止に取り組んでまいりました。

しかしながら、個人利得を目的とした不正行為を防止し、お取引先との公正かつ健全な取引環境を築くための取り組みとしては、十分なものではありませんでした。

これらのことを踏まえ、弊社役員及び従業員が改めて襟を正すべく、今般、下記のとおりお取引先との交際に関するガイドラインとルールを定め、社内に周知、徹底を図ることにいたしました。

つきましては、お取引先におかれましてもご理解・ご協力いただくと共に、担当窓口をはじめ二次以降のお取引先にも、その内容を周知していただきたくご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. お取引先との交際に関するガイドライン

役員及び従業員がお取引先等の「利害関係者」から接待及び供応等を受けることを禁止するもので、ガイドラインは次の6項目となります。

- (1) 利害関係者から飲食・ゴルフ・遊戯等の接待を受けること
- (2) 利害関係者から旅行（国内・海外）の接待を受けること
- (3) 利害関係者から金品・不動産等の贈与を受けること
- (4) 利害関係者から金銭等の貸付けを受けること
- (5) 利害関係者から無償で役務の提供を受けること
- (6) 自ら（会社・個人）が負担すべき費用を、利害関係者につけ回しをすること

※前（1）～（6）の実施者が2親等以内の親族又は2親等以内の親族が経営する企業や運営する団体等であっても、本人の行為とみなす場合があります。

なお、「2親等以内の親族」とは、本人の配偶者、両親、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、及びその配偶者等を指しますが、2親等以外の親族や知人等であっても本人と強い関係性があり、明らかに経済合理性が疑われる場合は、公正・公明・公平の観点から同様に見做されることがあります。

※本ガイドラインは、交際そのものを禁じるものではなく、お取引先に弊社役員・従業員の費用をご負担いただく接待や贈答等を受けることを禁じるものです。（自己の費用は自ら（会社・個人）で負担致します）

2. 交際ルールについて

具体的交際ルールの内容は、「弊社役員・従業員と関わりのあるお取引先の皆様へ」（別紙）をご覧ください。

3. お取引先との「パートナーズ・ネット」について

当該ルールに関するお問い合わせやご質問、或いはご相談・通報につきましては、既設の相談・通報窓口である「パートナーズ・ネット」をご利用下さい。（企業名、氏名、及び連絡先等の記載をお願いします）

※「パートナーズ・ネット」欄からアクセスをお願いします。

https://www.takenaka.co.jp/j_contact/partnersnet/

その他次の方法でも受付けています。

（1）相談・通報専用電話（06-6263-5659）

（2）封書の場合は、下記宛てに郵送してください。

〒541-0053 大阪市中央区本町 4 丁目 1-13 (株)竹中工務店 監査室

4. 相談・通報に対する弊社の窓口

お寄せいただいた本ガイドラインに関するお問い合わせやご質問、或いは相談・通報につきましては、弊社コンプライアンス対応部門（総務室・監査室）において適切に対応します。

以上